

令和5年度 第1回宮城県農村振興施策検討委員会

開催日時：令和5年6月14日（水）

午前10時から正午まで

開催場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

議 事 録

宮城県 農政部 農山漁村なりわい課

「令和5年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会」

司会：定刻となりましたので、ただ今から、令和5年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、農政部長の橋本より挨拶を申し上げます。

橋本部長：皆様、改めましておはようございます。宮城県農政部長の橋本でございます。本日は、委員の皆様には、何かと御多用のところ、令和5年度の第1回宮城県農村振興施策検討委員会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。また、日頃より本県の農村振興に対し、御指導と御助言を賜りまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

さて、農山漁村を取り巻く情勢は、高齢化、そして、人口減少が急速に進行しております。それにより、農村生産基盤の脆弱化や集落機能の低下が、一層懸念されているところでございます。また最近では、国際情勢の変化等による資材価格の高騰、激甚化する自然災害、更には頻発化する特定家畜伝染病への対応など、様々な課題が出てきておるところでございます。このような状況の中、本県におきましては、令和3年3月に第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画という長期計画を策定いたしまして、その中で、ひと・もの・ちえを総動員した持続可能な農村の構築に向けまして、取組を進めていくこととしております。

具体的には、農業・農村へのDX（デジタルトランスフォーメーション）の導入推進のほか、若者や女性との多様な人材を活用した地域づくり、さらには、仕事・暮らし体験等を通じた関係人口の創出、地域の拠点としての農産物直売所の機能強化などの施策を展開しているところでございます。また、本検討委員会の議題となります多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業、みやぎの地域資源保全活用支援事業の3事業につきましても、非常に重要な施策と認識をしております、それぞれの地域に合わせた推進を図っているところでございます。

委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見・御助言をいただきますよう、よろしく願いいたします。県といたしましては、いただきました御意見・御助言をしっかりと受け止めまして、今後の実効性ある農村振興施策に繋げてまいりたいと考えております。それでは、本日はよろしく願いいたします。

司会：はい。ありがとうございました。

なお、橋本部長におきましては、議会对応のため、ここで退席させていただきますので、皆様、御了承をお願いいたします。

橋本部長：よろしく願いいたします。

司会：それではここで、本日御出席いただいております委員及び専門委員の皆様を御紹介さ

令和5年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会

させていただきます。

最初に委員の皆様を御紹介いたします。

国立大学法人東北大学 教授 伊藤 房雄（いとう ふさお）委員長でございます。

伊藤委員長：伊藤です。よろしくお願いいたします。

司会：公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑 正徳（えばた まさのり）副委員長でございます。

江畑副委員長：江畑でございます。よろしくお願いいたします。

司会：株式会社河北新報社 論説委員会論説委員 山崎 敦（やまざき あつし）委員でございます。

山崎委員：河北新報の山崎です。よろしくお願いいたします。

司会：山崎委員におかれましては、古田委員の後任として、今年4月1日から委員に御就任いただいております。

続きまして地域社会デザイン・ラボ 代表 遠藤 智栄（えんどう ちえ）委員でございます。

遠藤委員：遠藤です。よろしくお願いいたします。

司会：みやぎ生活協同組合 地域代表理事 齊藤 秋花（さいとう しゅうか）委員でございます。

齊藤委員：齋藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

司会：株式会社日本政策金融公庫仙台支店 農林水産事業統轄 平田 浩幸（ひらた ひろゆき）委員でございます。

平田委員：よろしくお願いいたします。

司会：平田委員におかれましては、森本委員の後任として、4月1日から委員に御就任いただいております。

続きまして、専門委員の皆様を御紹介いたします。

加美よつば農業協同組合 常務理事 後藤 利雄（ごとう としお）専門委員でございます。

令和5年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会

後藤専門委員：よろしくお願いいたします。

司会：宮城県土地改良事業団体連合会 専務理事 浅野 直明（あさの ただあき）専門委員でございます。

浅野専門委員：浅野です。よろしくお願いいたします。

司会：なお、株式会社はなやか 代表取締役 伊藤 恵子（いとうけいこ）委員、石巻専修大学 教授 庄子 真岐（しょうじ まき）委員、ふるさと水と土指導員 上野 孝作（うえの こうさく）専門委員におかれましては、本日所用のため御欠席となっております。続きまして、本県の職員を紹介いたします。農政部副部長の齋藤 裕（さいとう ゆたか）でございます。

齋藤副部長：齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

司会：以下、農政部農山漁村なりわい課の職員となります。課長の小野寺 淳（おのでら じゅん）でございます。

小野寺課長：小野寺でございます。本日はよろしくお願いいたします。

司会：総括課長補佐の立石 理恵（たていし りえ）でございます。

立石総括課長補佐：立石でございます。よろしくお願いいたします。

司会：交流推進班 技術補佐（班長）の加藤 有紀子（かとう ゆきこ）でございます。

加藤班長：加藤です。よろしくお願いいたします。

司会：中山間振興班 技術補佐（班長）の佐藤 純明（さとう よしあき）でございます。

佐藤班長：佐藤です。よろしくお願いいたします。

司会：農山漁村調整班 主幹（班長）の芳村 忠義（よしむら ただよし）でございます。

芳村班長：芳村です。どうぞよろしくお願いいたします。

司会：最後に私、本日の司会を務めさせていただきます、技術副参事兼総括課長補佐の佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、当課の事業担当職員及び後ろの席にオブザーバーとして同席しております各地方振興事務所、地域事務所、宮城県多面的機能支払推進協議会の紹介につきましては、出席者名簿に代えさせていただきます。皆様、本日はよろしくお願い申し上げます。また、本日使用する資料につきましては、お手元の「当日配布資料一覧」のとおりでございます。不足等がございましたら、説明の際でも結構ですので、お申し出いただければと考えております。

続きまして、議題に入る前に、定足数について御報告いたします。本委員会の定足数は委員の半数以上となっております。本日は委員6名の御出席をいただいておりますので、農村振興施策検討委員会条例第5条第2項の規定により、本日の会議が成立していることを御報告いたします。

本委員会は、県の「情報公開条例」に基づきまして公開となっております。本日の議事録は後日公表となりますので御承知をお願いいたします。

なお、議事録作成のため、本日の会議はICレコーダーにより録音いたしますので、御発言の際にはマイクを使用していただきまして、お名前を仰っていただいた後に御発言をお願いいたします。

それでは開会にあたり、伊藤委員長から御挨拶をいただきたいと思っております。伊藤委員長、よろしくお願い申し上げます。

伊藤委員長：皆様おはようございます。委員長の伊藤でございます。委員の皆様には御多用中のところ令和5年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。先程、橋本部長の御挨拶にもありましたが、本検討委員会は宮城県の農村振興を図るため、多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業、みやぎの地域資源保全活用支援事業の3つの事業について評価・検討することを目的としております。

本日は、令和5年度第1回の検討委員会ということで、各事業の前年度実績と今年度の事業計画を踏まえながら、各事業の課題等について議論していきたいと考えております。また、議事に先立ちまして、本検討委員会の事務局である農山漁村なりわい課より、令和5年度に実施する事業の概要などについて報告がありますので、審議の参考にしながら議論を深めていただければと思います。

結びになりますが、本日御出席いただいております委員の皆様からは、忌憚のない御意見・御助言をいただきますとともに、本日の検討委員会が宮城県の農村振興の益々の発展に寄与する実り多いものとなりますことを祈念いたしまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

司会：委員長、ありがとうございます。それではこれより、議題に入ってまいります。農村振興施策検討委員会条例第5条第1項の規定により、委員長が議長となることになっておりますので、ここからの進行につきましては、伊藤委員長をお願いいたします。伊藤委員長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

伊藤委員長：それでは、これより議長を務めさせていただきます。限られた時間ですので、皆様円滑な議事の進行に御協力をお願いいたします。

始めに、お手元の次第を御覧いただくと、次第の「3 報告事項」となっております。本日は今年度1回目の検討委員会であり、また、続く議事における検討・議論の参考にしていただくため、議事に先立ちまして「農山漁村なりわい課の令和5年度の業務概要について事務局から説明していただきます。それでは、事務局の小野寺課長より説明をよろしくをお願いいたします。

小野寺課長：本日は改めましてよろしくをお願いいたします。先程からお話しに出ているとおり、本委員会では3事業に関して審議する場になっておりますが、当課は幅広く農村施策に関する事業を行っておりますので、少々お時間をいただいて御紹介させていただきます。着座にて説明させていただきます。

配布している報告資料を御覧いただきたいと思います。1ページ目をお開き願います。農山漁村なりわい課の概要でございます。班は4班体制、職員は20名で仕事をさせていただいております。簡単に班の概要を説明しますと、農山漁村調整班は、農山漁村地域に対する全般的な施策や事業の調整を行っております。

交流推進班は、主に農山漁村地域と都市との交流促進に関する仕事をしております。コロナ禍ではデジタル技術の進展、新たなスタイルの働き方の定着とともに、働き方改革や生活スタイルの見直しなど、田園回帰による農山漁村地域への人の流れが加速しており、後程も御説明しますが、関係人口増加させるため、農村地域の受入態勢づくりにも取り組んでおります。

中山間振興班は、農作物の鳥獣被害防止対策、集落排水整備事業、比較的規模が小さい生産基盤整備など、農村地域の生活環境の整備を行っております。また、2年前から、農山漁村地域におけるデジタルトランスフォーメーションの推進に向けた市・町の計画策定支援を行っております。

最後に、6次産業化支援班は、事業推進に向けて商品開発、販路開拓支援、人材育成のほか、農産物直売所の活性化に関する支援を行っております。各班が取り組む事業は御覧のとおりでございます。

次に、2ページ目をお開き願います。農山漁村なりわい課の施策体系でございます。4つのカテゴリーに分類しております。まず、2ページ目の上の方ですが、「Ⅰ豊かな地域資源を活かした産業振興と都市との交流拡大」は、2項目4事業で行っておりまして、1番上の表題の脇に記載していますが、32,000万円ほど事業費をいただきまして執行してございます。

その下、「Ⅱ農山漁村地域を支える組織と人材の育成・確保」でございます。これは2項目4事業250,000千円で事業執行してございまして、本委員会の対象である3事業は、全てここに位置付けられております。予算の規模は当課の約6割となっております。後程にも説明しますが、鳥獣害防止対策交付金を含めると、市町村に交付する交付金等が約8割となっております。

次に2ページ目から3ページ目を御覧ください。「Ⅲなりわいの創出支援による地域内経済循環の推進」でございます。こちらも2項目4事業で42,000千円を事業執行させていただいております。

最後に3ページ目、「Ⅳ安心して暮らせる農山漁村地域の生活環境づくり」は、主に先程お話しした中山間振興班の事業がメインとはなりますが、3項目10事業で整理しております。

計22事業3,900,000千円で事業を執行させていただいております。全般的に当課は人が関わるソフト的な事業が主体となっております。詳細な中身に関しては、時間に限りもございますので、後でお目通し願えればと思います。

次に4ページ目をお開きください。こちらから、今年度から始まる事業などを詳しく説明してまいります。まず、4ページ目でございます。「シン・令和のむらづくり推進事業」ということで、今年度から進めている事業でございます。農山漁村地域は、人口減少や高齢化が急速に進行し、地域の担い手不足と集落の活力や機能の低下が年々深刻化しております。一方、コロナ禍においては、テレワークやワーケーションなどデジタル技術をフル活用した仕事が定着したほか、人材育成の観点から兼業や副業などを容認する企業も年々増え始め、新たな働き方のスタイルが徐々に浸透してきていることに加え、農村の持つ価値や魅力が再評価され、田園回帰の流れが加速化しております。その好機を捉えまして、関係人口に選ばれる持続可能な農山漁村としていくことを目指し、地域が自ら課題解決型・協同型地域コミュニティへ変革する取組を支援するものでございます。簡単に言えば、関係人口に選んでもらえる農山漁村地域となるため多様な人材が地域と関わりながら関係性を構築する地域づくりと、地域で暮らしや仕事を体験することで魅力が体感できる体験・滞在型メニューを準備するとともに、地域住民との交流を促進し、多様な形で関わる機会の創出・拡大を図りたいと考えております。この考え方を具現化していくため、大きく3つの取組を行っていくこととしております。

4ページ目の資料の下半分、左側の薄緑色の箇所を御覧ください。あわせて5ページ目に1枚ものの資料で説明している事業がございます。こちらが「みやぎ・いなか・トランスフォーメーション推進事業」で、頭文字を取ってMIX推進事業と呼んでおります。農山漁村地域における地域運営組織等の活動状況に関する実態調査を実施して、運営体制や活動機能のポテンシャルを有し、意欲的かつ効果的に活動に取り組める組織を掘り起こし、活力づくりやなりわいづくりに取り組める優良事例となるモデル支援地区を選定して、持続可能な農山漁村地域の形成を図ることを目指しております。

4ページ目の真ん中にある水色の箇所と6ページ目の資料を御覧ください。こちらが「多様な人材による地域づくり支援事業」でございます。簡単に言えば、大学生や企業人材などの関係人口と主体的に取り組む地域が、継続的に関係性を構築できるようマッチングを行い支援するもので、大きく2つの取組を行うこととしております。①の「パートナーシップづくり助成事業」は、県内の大学生が農作業などの交流活動や地域の新しい価値を発見する取組など、地域との関係性の構築を目指すもので、地域に入り活動を行なう大学に対して助成を行うもので、8大学が8地域で取り組むことを予定しております。1つの大

学が複数の地域に入ることも許容してございます。もう1つは②の「パートナーシップづくり支援事業」でございます。この取組は企業や大学・県職員など、多様な人材を活用し、地域課題の解決や地域資源の活用に自主的・主体的な取組を支援するものでございます。

最後に、4ページ目の右側オレンジ色の箇所と7ページ目を御覧ください。「みやぎ農山漁村しごと・くらし体験支援事業」です。農山漁村が持つ価値や魅力を発信し、認知度の向上を図り、農山漁村地域への人の流れを創出して、より深い地域との関わりに繋げる「新たな地域滞在型交流」を促進し、関係人口の創出拡大を図ります。具体的には、農村での仕事体験メニューとプログラムを創設し、滞在期間も段階に応じて短期滞在型のショートステイから長期滞在型のロングステイまでを準備し、地域を支える多様な人材の育成確保、多様な働き方に対応した農山漁村の実現、ひいては移住定住にも繋がればと考えてございます。また、県では、第2期の地域おこし協力隊を採用して、複数の農泊地域に関わりながら情報発信等に取り組んでもらうことを予定しております。「シン・令和のむらづくり推進事業」は、今年度から7年度までの3年間の実施を予定しております。

次に、8ページ目をお開き願います。「農産物直売所ラストワンマイル実証事業」でございます。中山間地域等の農産物直売所は、高齢化により出荷量が減少し品揃えが課題となっております。また、高齢化により買い物に行くことが難しい買物難民が増えております。さらに農産物直売所は地域住民の集まる場所、都市住民との交流基地、大雨等の被害が激甚化していく中で災害時の食料供給基地としての役割が期待されております。そこで農産物の集荷、移動式スーパー、宅配便配送を同一車両で実施することで効果的な運用を図り、継続的な事業として実施可能な運営方法を検討実証することとしております。また、直売所のサービスを拡充し、地域の求められる拠点としての機能強化を図ることができるか、実証していきたいと考えております。委託業務はこれからプロポーザル方式で発注する予定にしておりますが、実証状況につきましては、次回の委員会などで経過報告できればと考えています。資料を見ていただきたいのですが、往路は直売所から移動式スーパーマーケットと宅配便、復路は直売所まで持っていけない農家の農産物を回収してくるということを考えております。資料には書いていませんが、現在、登米市に5つの道の駅の連合会のようなものがありまして、登米市役所にも関わっていただきながら、取組としては「良い事業だよ」と言っているため、登米市を舞台にして検証していきたいと考えております。配送や運搬、あとは人を乗せる場合、様々な法律にも関わりますので、プロポーザルで色々な業者に参加していただくためにPRをしていますが、そういった方々の意見も踏まえて決めていきたいと考えております。一応2年間の実施を予定しております。今年度は計画づくりで、来年度に実証実験をしたいと考えております。

最後に9ページ目をお開きください。農村地域で深刻な問題となっている「鳥獣被害対策事業」でございます。今年度の鳥獣被害対策の事業費は、先程も説明しましたが、580,000千円の予算措置をしております。ほぼ国費ですが、市町村からの要望額とおり割り当てられてないという現実もございますので、不足する分は県費で措置しております。約97%は市町村が被害防止計画に基づく捕獲、集落の環境整備、侵入防止柵の設置費用に活用されます。残りの3%は市町村が取り組む鳥獣被害防止対策の効果が上がる

よう、県が市町村間や県と県との広域連携の体制構築支援、鳥獣害対策のため人材育成、ICTを活用した捕獲の省力化の実証事業のほか、集落一体で鳥獣被害対策に取り組む人材の育成についても支援しております。9ページ目に丸が3つありますが、鳥獣被害対策には3つの大きな要素がございます。捕獲と防護だけではなく里山と集落の環境を整備する、この3つが取り組みられていないとダメでして、集落全体で取組を行うモデル事業地区を設定しまして、1年目には集落点検をしながらネットフェンスなどの設置や環境整備を行い、2年目でフォローアップするという取組をしております。

野生鳥獣の農作物被害額は、東日本大震災後に増加・増大しましたが、平成26年度の210,000千円をピークに一旦は減少傾向になりながら、増減を繰り返している状況でございまして、令和2年度にはピークの平成26年度に迫る190,000千円となっております。令和3年度は170,000千円で、令和4年度は現在集計中となっております。鳥獣の獣種別の被害状況ですが、被害の半分はイノシシでございまして。次いでニホンジカ、ハクビシンの被害が続くという状況でございまして。

捕獲状況でございまして。最も多いのはイノシシ、次いでニホンジカとなっております。令和4年度の速報値でございまして、県全体でイノシシが5,800頭、ニホンジカが4,600頭となっております。令和3年度と比較しますと、イノシシが約3,000頭の減、ニホンジカが900頭の減となっております。イノシシの捕獲頭数が前年度の3分の2ぐらいになってはいますが、これは豚熱の影響で自然淘汰されたものと推測してございまして。

最後に10ページ目をお開き願います。予備知識的なルールですが、野生鳥獣の捕獲に関する枠組みと申しますか、法律で定められたルールについて説明します。色々なニュースになるクマ被害やイノシシ被害、今日の農業新聞に載っていましたが、実は悪さをする獣類は何でも捕獲して良いというものではありません。縦割り行政と思われるかもしれませんが、基本的には10ページ目にあるとおり野生鳥獣の捕獲に関する枠組みがございまして、全体は鳥獣保護管理法というものに縛られています。簡単に言えば「勝手に捕獲してはならぬ」ということになっております。農山漁村なりわい課は、自然保護課が所管している鳥獣保護管理法を順守する必要がありますが、あくまでも農作物に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲になりまして、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律という特措法が平成19年に成立しており、それに基づいて仕事をしているということになります。農作物に被害が及ぶと、当然に営農意欲の減退などにも繋がります。「もうちょっとで収穫なのに」という時にイノシシなどに荒らされるといった話を聞くことも多いです。先程もお話ししたとおり、この鳥獣保護管理法に基づいて我々が捕獲できるのは、「許可捕獲」と赤く記載していますが、その中に緑で「鳥獣被害防止特措法に基づく枠組」という記載がございまして、市町村が捕獲計画というものを作りまして、当然自然保護課にも提出するものですが、その計画に基づいて捕獲することになってございまして。そのため、各市町村で「イノシシを何頭獲ります」「シカを何頭獲ります」「クマを何頭獲ります」というものがあって、あとはサルも実はあって、この4つの被害が大きいことから、この4つの捕獲計画を作っている市町村に、農水省の交付金を使ってお金を補助するという枠組になってはいます。同じ役所の中でも部が違っていると自然保護課は野生鳥獣

を守るという考え方で、私どもは農作物被害を何とかせねばならぬという考え方をしているので捕獲せざるを得ないのですが、同じ役所内でも法律の縛りがありまして、ニュースで話題になっているクマも捕獲頭数が決められていますので、悪さをするものはすぐ捕獲するとはなっていません。クマ等が人命に被害を与えるとといった時は別ですが、基本的に我々が所管するものはこういった枠組の中にあるということを御理解いただければと思います。

以上、長くなりましたが、農山漁村なりわい課は幅広く農山漁村振興に係る業務を担当させていただいております。業務概要に関しては以上でございます。

伊藤委員長：はい、ありがとうございます。今、事務局から丁寧な説明がありました。この内容につきまして、皆さんから御質問ないし御意見がございましたら、どなたでも結構です。御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

最初に私から1点。非常に多様な業務に渡っていて、資料の2ページ目、3ページ目に施策体系の概要が出ております。業務が綺麗に整理されていて、実行する上での予算措置や担当班が記載されています。今すぐにとということではありませんが、恐らく農山漁村なりわい課の今年度の取組は、これまで以上に様々な事業について、本当に効果があるかどうか実証しようという姿勢が強く出ていていると感じました。その上で、実証した結果、更に続ける必要がある、広域に展開する必要があるという結果が出た時には、それなりの予算措置がないと続かないと思います。そういう意味で、2ページ目、3ページ目に掲げられている予算措置は、農林水産省の予算に紐づいていると理解したのですが、例えば、同じような事業でも見方を変えれば総務省の事業や他の省庁の事業に関連する所が出てくると思います。その様々な事業を上手く組み合わせ使わないと、継続性はなかなか担保できないとっていて、第2回の検討委員会か1年掛けても良いですが、関連する他省庁の予算を「これをこんなふうに見えるはずだよ」という整理をしておいていただければ、実証事業等の結果について皆さんから御意見いただく際に、農水省の予算だけではなく、他の省庁の予算も考慮した議論ができるかと思えます。また、より多くの人に事業に関わってもらうために、別に予算に色が付いているわけではなくて、現場ではとにかく課題解決する必要があるから、そこに色んな視点で取り組んでもらえれば良いと思いますので、そういった情報を一度整理していただければというのが私からの意見です。

皆さんからいかがでしょうか。何か言いたそうな後藤専門委員をお願いします。

後藤専門委員：私も同じように思ったのですが、実は現場の活動組織では、取組を集落に落とし込んでいくと、結局同じ人や同じ組織がやっているという状況です。以前に農村RMOの話をしたかと思いますが、きっと、そういう状況だと思います。ですので、国や県から下りてくるまちの形を現場に落とし込む時には、どういう予算の使い方をしたら良いかということを総合的に示してやらないと、現場は困るのだと思います。後から出てくる多面的機能支払交付金もその取組の一環としてやっているという組織の方が、現場では物凄く活発に活動しているという実態があるので、非常に難しいのも良く分かりますが、総合

的に地域全体で使えるお金の在り方や出し方について整理をして、市町村も含めて、そういう指導をする必要があるという気がしていました。以上です。

伊藤委員長：はい、ありがとうございました。私の意見も全く同じです。

他いかがでしょうか。はい。浅野専門委員お願いします。

浅野専門委員：はい。浅野でございます。委員長から効果というお話がありましたが、各事業の説明から、かなり工夫して実証していこうという凄い意気込みを感じたところです。多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金は、どちらかと言えば基礎的なもので、あまり攻められる施策体系になっていないのですが、説明のあった事業とも連携して効果をより高めるという視点をもって取り組んでほしいと思います。以上です。

伊藤委員長：はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは小野寺課長お願いします。

小野寺課長：はい。委員長からお話のあった点に関しては、次回かその次までに整理しますが、事業費の大体8割ぐらいは、今回審議していただく事業が占めているものの、そのほかには、デジタル田園都市国家構想交付金といったものも活用させていただいております。なかなか県単費で全部措置してもらうというのは難しく、頭を捻って工夫しながら新しい事業を色々作って、実際には色々な予算を活用して使わせていただいております。

あと、後藤専門委員や浅野専門委員の意見にも重なりますが、多面的機能支払や中山間地域等直接支払は地域主体で取り組むもので、私たちも押し付けにならないように、地域が主体となった草刈りや土砂上げといった取組を応援したいという思いでやっていますので、決して押し付けにならないよう、主体的な活動を促すよう取り組んでいるというのが実態でございます。ただ、あとで話が出ると思いますが、高齢化と人口減少で、なかなか農業に付随する取組が追い付かない現実がございます。年をとって農地を担い手に利用権設定する、作業時委託するということもありますが、管理の部分が追い付いてないという実態があります。ただ良い話であれば、外に出た人がお父さんとかに言われて草刈りを手伝いに来るとか、そういうお話も聞こえてきます。私たちは、前提として地域のコミュニティは維持していく必要があると考えていますので、本委員会で扱う事業に関しましては、極力どういった形かで継続していきたい。あと、地域で1番困っているのが事務作業ということがございますので、集約化して支援できるようにということを市町の方とはお話ししていますが、なかなか急速には進まないというのが実態です。

あと後藤専門委員の地域が使える予算についても考えていて、私たちは全然OKですが、県単費で用意するのは難しく、国の事業が幅広くあるので有効活用してもらいたいと思うものの、ハードルが高かったりもするので、我々の課の事業で地ならしして、さっき言った地域運営組織などが自立して使えるように、初期段階では私たち支援していきながら、国の事業の活用につなげられればと考えてやっていますのでございます。

伊藤委員長：はい。よろしいですか。1点だけ。さっき話した中で、資料の6ページ目に大学や企業と農村のパートナーシップづくりの助成や、パートナーシップづくりの支援とあります。今、文科省が1番力を入れようとしているのはスタートアップ支援です。それも、大学生もそうですが高校生を対象としたスタートアップ支援に力を入れようとしています。将来の農村の賑わいづくりに向けた人材育成をする時には、高校生にも関心を持ってもらって、取組を継続するために、講習やイベントなどの企画から参加してもらおう。そういう若い人達向けのスタートアップ支援を上手く組み合わせると、ソフト事業としては面白い取組になると思います。委員・専門委員の方々にも色々なアイデアがあると思います。それらを吸い上げていきながら取り組んでほしいと思います。

小野寺課長が言ったように県単独では当然難しいと思います。ただ、国費も色々使いながら、これまで気付いていなかったものも含めて使えば良いと思います。逆にハードルが高いのであれば、我々も含めて、「もっとハードル下げてよ」、「規制緩和とかやったら」「特区作ったら」など、様々な意見を国にも色々なルートを通じて言っていく必要があると思います。そういったことも当委員会でやれば良いと思っています。よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。はい。それでは、先にいかせていただきます。これより次第の議事に移らせていただきます。本委員会では、運営要領第2条に規定されている事業・制度等について、実施状況の点検、計画的かつ効率的な運営、事業の推進に関する検討を行うということになっております。本日は本規定に基づきまして3つの事業について、昨年度実績の確定値、それから今年度の計画・課題等について、事業の概要を含めて事務局から報告させていただきます。その後で皆さんから忌憚のない御意見・御助言をいただければと思います。

それでは、次第に従いまして、最初に「(1) 多面的機能支払交付金事業」について事務局、こちらは交流推進班の加藤班長から説明をお願いいたします。

加藤班長：交流推進班の加藤と申します。よろしく申し上げます。失礼して座って御説明します。資料につきましては、右肩に資料1と記載のあるものを御覧ください。始めに制度の概要を簡単に御説明します。資料1ですが、8枚ほど捲っていただきますと、「交付金のあらまし」という資料がございます。こちらを御覧いただきまして事業の概要を御説明させていただきます。

「あらまし」の1ページ目を御覧ください。「はじめに」とありますが、こちらで事業目的を御説明します。農業や農村は、国土の保全・水源の涵養・自然環境の保全など、多面的な機能を有しております。そしてその利益は、広く国民が享受しているものでございます。しかしながら、農村地域においては、高齢化や人口減少が急激に進んでおりまして、集落機能が低下し、これまで地域の共同活動によって支えられてきました農業に付随する草刈りとか泥上げも困難になっているような状況でございます。多面的機能の発揮はもとより、地域農業の持続性にも支障が生じている現状です。こちらを本事業によりまして地域での共同活動を支援することで、地域資源の適切な保全管理はもとより、地域営農の持続性の

確保を図っていくものでございます。

次に、2ページ目を御覧ください。この交付金が2つの交付金で構成されておりまして、1つ目が「農地維持支払交付金」になります。こちらは基礎的な保全活動になりますが、写真にございますように水路の泥上げですとか、農道の路面の維持、また水路の草刈りなどでございます。もう1つ下に「資源向上支払交付金」というものがございます。こちらは同じように写真にございますが、水路のひび割れの補修だとか農道の部分的な補修、こういった施設の軽微な補修と、下の写真にあります外来種の駆除や生き物調査など、農村環境を保全する活動を行なう地域資源の質的向上を図る共同活動というものがございます。一番下の緑の部分なのですが、施設の長寿命化のための活動というのもございまして、こちらは未舗装の農道の舗装や、土の素掘りの水路をコンクリート水路化するなどの活動が行えます。組織が行うこれらの活動に対して交付金が交付される事業となっております。

少し飛びますが、「あらまし」の8ページ目を御覧ください。交付金につきましては、活動対象とする農地の面積、これに交付単価を掛けた金額が交付されます。その対象となる農用地ですが、農振農用地域内の農用地であることが原則となっております。農振農用地ですが、簡単に言いますと、今後も地域で営農を継続していく、守るべき農地ということで市町村が指定するものになってございます。そういったものを対象農地として定めております。次に交付単価ですが、5にあります交付単価の表を御覧いただきたいのですが、基本となる単価が定められております。例えば農地維持支払交付金を田んぼで行う場合であれば、基本単価10aあたり3,000円の交付が行われます。さらに資源向上支払の共同活動を行なう場合、田んぼであれば2,400円という形で単価の設定がございます。ただこの交付単価ですが、基本単価となりますので、市町村の実情に応じて単価を設定できることになっておりまして、当県では35市町村あるうち33市町村で取組が行われておりますが、市町村ごと交付単価が決められております。

あと、交付金の単価ですが、新しい取組をすることで、単価が加算される取組がございまして、御覧いただきたいのは「あらまし」の11ページ目ですが、令和3年度から新しく追加された取組として「田んぼダム加算」というものがございます。田んぼダムというのは、上段の文章に記載されておりますが、大雨時に河川などの水位が急に上昇することを抑えて、下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的として、田んぼの落水口に流出量を抑制するための調整板を設置します。これで一時的に田んぼに水を貯留させてダムの役割を持たせるものです。現在、これに取り組みますと、10aあたり400円が先程の基本単価に追加されるような形になっております。令和5年度については、県内で約32組織、面積にして約2,000haで取組が行われる計画となっております。令和3年度から新規拡充された内容でございますが、徐々にではあります着実に取組が広がってきている状況です。

概要については以上になります。資料1に戻っていただきまして、1ページ目を御覧ください。改めて令和4年度の実績について御説明をさせていただきます。令和4年度の実績につきましては、取組市町村数が33、組織数が982組織、認定面積としては75,137haとなっております。農振農用地のカバー率としましては64.5%で、県

内の農振農用地の3分の2のエリアでこの多面の取みが行われていることとなります。下の表は、先程御説明した交付金毎の実績になりますので、後で御覧いただきたいと思います。

次に交付額の実績になります。令和4年度交付額全体で277,900万円となります。内訳としましては、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1となっております。

続いて2ページ目を御覧ください。活動の実績となります。取組面積の拡大に向けた関係機関との打ち合わせ、また各種研修会等を実施しております。御覧いただきたいのは3ページ目の中段に広報活動の実績がありますが、本日配布させていただいておりますこの「ぐるみ」というカラーの広報誌、このような広報誌を年3回発行させていただいております。

続いて4ページ目を御覧ください。こちらに人身事故の発生状況というグラフがございます。県内約1,000の組織が多面の活動をしておりまして、その中で事故の発生も残念ながらございます。令和4年度につきましては、人身の関係が10件ございました。主には草刈り中の転倒や、草刈り機の刃の接触によるものが増えておりまして、各研修会や会議の場で注意喚起を促すほか、今年度につきましては、草刈り時のリスクを未然に防止する意味合いから、自動草刈り機をテーマとした安全講習会の計画をしております。

続きまして5ページ目を御覧ください。こちらはこれまでの認定面積・活動組織数の事業の水位を表したグラフになってございます。また、6ページ目につきましては、令和4年度の交付金の取組状況を市町村毎にまとめた表を添付してございます。こちらも後で御覧いただきたいと思います。

続きまして7ページ目です。こちらが令和5年度の事業計画となります。取組市町村数につきましては3ということで変わりはございませんが、組織数が989ということで7組織増、認定面積は75,628haということで約500haほど増となっております。

活動計画の内容につきましては、基本的には令和4年度と同様の計画で進みたいと思っておりますが、先程小野寺課長からもありまして、現在の課題としまして、今年度末で多面的機能支払交付金の5年間の活動期間がございしますが、その終期を迎える組織というのが560ほどございます。全体で1,000なので約56%が終期を迎えることとなります。人口減少・高齢化が急激に進む中で、活動組織の中にも参加者の減少や、役員が高齢化してなり手がいないとか、活動の継続を断念する組織も増えるということが想定されております。この状況を受けまして、市町村等と連携して広域化とか事務負担軽減に繋がる対策の検討を行うなど、活動組織の継続に向けた支援を行っていきたいと考えております。

最後になりますが、9ページ目を御覧ください。広域化事務委託の進捗状況について御説明します。御覧いただきたいのは(2)の「広域化を推進する理由」というところでございます。①のように、広域化することで市町村職員の負担軽減ということもありますが、大きな理由は②の「活動組織の合併・統合による事務負担の軽減」でございます。組織がある程度まとまって広域化することによって、事務負担の軽減だとか活動参加者の確保というものが可能になってまいります。先程の活動組織の継続支援にも繋がりますが、活動組

織の広域化、土地改良区等への事務委託を今後も進めていきたいと考えております。
説明は以上になります。よろしく申し上げます。

伊藤委員長：はい、ありがとうございました。ただ今事務局からあった説明について、皆さんの方から御質問・御意見ありましたら、発言をお願いいたします。いかがでしょうか？
では江畑委員の方から。

江畑副委員長：すいません。ちょっと認識不足だったのですが、取組市町村数33市町村ということで、当初農振計画の持っていない塩釜市と女川町の2つかなと思って見ていたら、利府町と女川町だということで、塩釜市については知事特認でやられていると思うのですが、利府町は農振農用地というか農振計画持っていますが取り組んでいないので、利府町で取り組むと随分伸びる可能性があると思いますが、何か財政的なものなのか、職員数が足りないという問題なのか、利府町が取り組んでいないのは、どのような理由なのか。

小野寺課長：利府町に関しましても、私が仙台地方振興事務所にいる時に働きかけましたが、先程から言っているとおり、地域がまとまって取り組むという意思表示をしてもらわないとなかなかできないという状況です。利府町役場からも「なかなか地域がまとまらない」という理由で事業を使えないというお話をいただいております。

伊藤委員長：はい、ありがとうございました。他いかがでしょうか。はい。よろしく申し上げます。

平田委員：平田です。よろしく申し上げます。資料の6ページ目に「令和4年度多面的機能支払交付金の状況」で市町村別の数字がありますが、素朴な疑問として市町村別にみると、例えば農振カバー率にはかなりバラつきがありますが、どういう事情で違いが出てくるのか教えていただければと思います。

伊藤委員長：いかがでしょうか。

小野寺課長：基本的には事業の対象としているのが農振農用地なのですが、何と申しますか、必ずしも農振農用地内の農業者の方々や集落で「この事業を活用してやりたい」という話に纏まらないということが現状としてあります。あと、仙南地域は少ないかと思いますが、この事業は平成19年から始まっていますが、その前から市町村が集落に対してお金を補助していて、そんなに多いお金ではないかと思いますが、そういうものだと会計処理が少なく済むということがあったかと思いますが。私達も写真撮影など数多くは求めていないのですが、「極力資料は少なく」という話に国もなっていますので、交付金を使う以上は資料整理が当然付き纏うところでございます。仙南地域で少ないのは、どちらかという、市町から直接補助を受けていた地域が、この事業に参加していないということが実態として

あります。ただ、そこは段々と少しずつ増えている所もございまして、市町も同じお金でも4分の1出せば集落に活動資金を渡せるということで、集落と調整をするなど、少しずつ増えてきているという実態はございますが、必ずしも農業者の方々が皆纏まっているわけではないので、農振農用地のカバー率が上がっていないというのはそういった実態があります。

伊藤委員長：よろしいですか？

平田委員：はい。ありがとうございます。農地の条件やその地域の作物、あるいは事務負担の受け皿の有無、そういう理由で明確な違いがあるのかと思ったのですが、そういった要因が様々だということになるのでしょうか？

小野寺課長：大きくはやはり事務負担というのがあるかと思えます。結局は国の交付金なので、事務手続きをしなくてはならないというのが1つの大きなハードルだろうと思っています。

平田委員：そうしますと、地域での纏まりがなかなか得られないというよりも進んでいない所は、どちらかと言うと事務負担へのハードルが要因として大きいのではないかということですかね。

小野寺課長：私の感覚的には半々かなと感じています。

平田委員：ありがとうございました。

伊藤委員長：はい。今の平田委員からの御指摘は非常に重要な点だと思います。それぞれの地域の事情があるといっても、小野寺課長の話では半分ぐらいは事務負担がネックになって進んでいないのではないかという話でした。資料の6ページ目では、1番下の気仙沼地域は、どうしてもカバー率が小さくなるというのは、漁村ということを考えるとそうだと思いますが、大河原地域を見ると農振農用地がある所でもカバー率が伸びていないというか、高い水準ではありません。おっしゃるとおり事務負担という部分が大きいと思うのですが、これを広域化して、事務負担を外部で「受けます」という所が出てくれば進むかという、それだけでは難しいと考えています。滋賀県の取組など色々な集落を見ていると、外部の人が事務負担をしているのですが、その地域や集落に頻繁に足繁く通って、地域の皆さんと情報共有が出来ている。そういう外部の人が居れば、地元の人にも任せられると思います。ただ、書類上だけ「負担となっている事務処理をしますよ」と言っても、1度は乗るかもしれませんが、継続性はそんなに高くはないだろうと色々な事例を見て感じていました。平田委員がおっしゃった意見について、大河原管内でカバー率が低い理由が、半々か市町村によって明確に違うのか、出来たらそういうデータを少し整理していただければと思い

ます。よろしいでしょうか。

他いかがでしょうか。御意見ございますか。また、最後に時間を取って全体の御意見伺いたいと思いますので、先に進めさせていただきます。

続きまして、議事の「(2) 中山間地域等直接支払交付金事業」について、こちらは中山間振興班の佐藤班長から説明をお願いいたします。

佐藤班長：佐藤といいます。中山間地域等直接支払交付金について説明をさせていただきます。大変申し訳ありませんが、座ったままで説明させていただくことを御了承いただきます。

それでは、資料2「中山間地域等直接支払交付金について」という資料になります。まずお手元の方を捲っていただくと、4ページ目、5ページ目に農林水産省で示してある中山間地域等直接支払制度というパンフレットを添付してございます。そちらを捲っていただくと、この中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域において農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度としてございます。こちら、平成12年度から実施しておりまして、現在、第5期対策になっておりまして、令和2年度から令和6年度までということになってございます。そちらも、5ヶ年を1期対策として続けられているものでございます。

続いてこのパンフレットに従ってなのですが、2ページ目を捲っていただくと、この「中山間地域等直接支払制度とは」ということなのですが、農業生産状況の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、それに従って農業生産活動を行なう場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みとなっております。こちらの対象地域になりますが、8法指定といいまして、「特定農山村法」から「小笠原諸島振興開発特別措置法」という法律に加えて、「棚田地域振興法」によって指定された地域について、こういった取組をなさっている所に支援していくことになってございます。そしてもう1つ、「都道府県知事特に定めた基準を満たす地域」ということも加えてございます。

続いて、対象農用地になりますが、急傾斜地、緩傾斜地、小区画・不整形、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地などがございまして、勾配によって区分されてございます。そして農地は田・畑・草地・採草放牧地ということで、こちらが対象農用地となっております。

対象者としては、集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動を継続する農業者等となっております。

続いて3ページ目の交付単価でございます。先程申し上げました地目の田・畑・草地・採草放牧地になりますと、勾配によって10aあたりの交付金単価が異なってございます。まずは急傾斜地、1番厳しい20分の1以上ですと21,000円、あと緩傾斜地になると100分の1以上で8,000円ということになってございます。

この交付金の取組と言いますか使途になりますが、交付金は協定参加者の話合いと合意により地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。使途は予め協定に定めておく必要

があるということで、4ページ目には、「こんな活動をすれば交付を受けられます」というパンフレットの中で、緑色の所に「①農業生産活動等を継続するための活動」、これを基礎単価と言いますが、先程の単価の8割を交付することになります。農業生産活動を継続する普通の活動ですが、その農業生産活動等で例を挙げますと、耕作放棄地発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）になります。あと多面的機能を増進する活動として、周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護となっております。

次に「②体制整備のための前向きな活動」ということで、体制整備単価として括弧書きで①+②の活動により単価の10割を交付とあります。先程申し上げました10aあたりの交付単価が10割そのまま交付出来るようになってございます。そちらのやり方については、集落戦略の作成ということで、集落戦略は、必要に応じて市町村が指導しつつ協定期間中に作成を了するする必要があります。なお、集落戦略の作成や話し合いができなかった場合な交付金を返還していただくこととなりますという留意点もございます。こちらの集落戦略の内容は、6年後とか例えば10年後に取組を維持出来るかといった今後のスケジュールリングや将来像を5ページ目に記載されているとお見込んで作成するものとなっております。6ページ目、7ページ目からは集落戦略の記載方法がございます。

8ページ目になりますが、「加算措置について」ということで加算措置について10ページ目まで記載してございます。「棚田地域振興活動加算」、2番目が「超急傾斜農地保全管理加算」、あと「集落協定広域化加算」、「集落機能強化加算」、そして10ページ目に「生産性向上加算」ということで、こういった取組もすると単価が嵩上げされるということになってございます。

パンフレットは、11ページ目から17ページ目まであるのですが、こちらは優良事例や取組状況、あとは交付金の返還といった留意事項も書いてございます。

続いて、実績等について説明させていただきます。資料2の1ページ目でございます。

「令和4年度の実績について」ということで、中山間地域等直接支払制度について4年度の実績は、交付面積等は、市町村数は13市町村、協定数は216、交付面積については2,234haとなっております。増減については令和3年度と比べますと13ha程多くなってございます。主な増減の理由については記載のとおりとなっております。

続いて交付額でございます。交付額については、国費・県費・市町村費も合わせまして令和4年度の実績については338,252千円になってございます。そしてその増減については、令和3年度に比して6,231千円の増となっております。

活動実績でございますが、担当者会議、支援研修会等の実施をしてございまして、これが令和4年度5月18日に市町村担当者及び県地方振興事務所担当者を対象に、事業説明や会計検査院の動向等について説明を行ってございます。あと、協定活動の支援研修会の方についてもWeb形式で実施してございます。また、指導及び支援体制の強化については、抽出検査ということで12月から3月まで実施してございます。そちらで適切な活動を行なわれているか検査をして、指導にあたっているところでございます。

2ページ目をお捲りいただくと、中山間地域等直接支払制度の市町村別交付金額の一覧表を記載してございます。続いて表2になりますが、これが第1期対策、第5期対策まで

の実績を記載してございます。そして、現在の5期対策が令和2年から令和6年までで、令和4年時点の実績になっていますが、現在5期対策の4年目になりますので、これから農水省の動向を注意しながら情報収集にあたっていきたいと考えてございます。

3ページ目について、令和5年度の計画でございます。上段の括弧書きについては令和4年度実績値になってございまして、協定数は216、交付面積は2,235ha、交付額は339,000千円ということで計画してございます。

令和5年度事業計画についてですが、令和4年度と同様に担当者会議、支援研修会等の実施をしていきたいと考えてございます。また、②の指導及び支援体制の強化についても関係市町村、関係団体の方々と色々と協議・打ち合わせをさせていただくことと考えてございます。あと事業評価、推進課題の検討については、宮城県農村振興施策検討委員会の開催によって、御指導いただければと考えてございます。

以上で中山間地域等直接支払交付金制度についての説明を終わらせていただきます。

伊藤委員長：はい、ありがとうございます。ただ今事務局から説明がありました内容につきまして、皆さんから御質問、御意見ありましたら発言をお願いいたします。いかがでしょうか。こちらは、小野寺課長からも話しがあった継続を考えた時に、第5期対策が令和6年度で終わったあと取組を続けることができるかというところですが、216組織のうち、随分厳しい所も出てくるかと思いますが、そういった所への支援措置として、例えば担当者会議、支援研修会で継続してもらえよう事務処理担当者への支援なども行いますか？

佐藤班長：これから第6期対策を迎えるにあたっての情報収集を行います。この216協定、関係市町村は13市町村ありますが、やはり高齢化で離脱するような所も結構ございます。それが変更内容にある面積の増減だったりしますが、今後、色々継続を断念されるような方々を広域的にフォローアップするような形で取り組んでいければと考えているところでございました。

伊藤委員長：はい分かりました。ありがとうございます。はいどうぞ。

小野寺課長：2ページ目を御覧願います。第1期対策の実績を見ていただきたいのですが、第1期対策は始まったばかりで、この頃にはお金が貰える事業ということで、協定数が328あって、21市町村で取り組んでいました。第2期対策からは微減はしていますが、ほぼ協定数が固定化してきているというのがあります。この第2期対策から第5期対策、同じ人が取り組んでいたとすれば、50歳が平均で取り組んでいたとすると70歳を超えるのが第5期の終盤かと思っています。現実的には、会計処理というか、やっつてはダメなことなどが麻痺してきているということが散見されます。あと事務処理は、市町の職員の方々がかなり応援していると思慮してございまして、続けてほしいのですが、協定の方々の実態や市町の支援体制も含めて可能かどうかということを、今年含めて2年間ございまして、この13市町の方々とよくお話しをして、支援のあり方などを検討していきたい

いと考えています。

伊藤委員長：はい、ありがとうございます。では後藤専門委員お願いします。

後藤専門委員：地元の取組組織をみますと、先程の多面的機能支払では広域化は有効な手段だと思えますが、中山間地は飛び地なので、なかなか広域化は難しいと思うのが1つあります。あとは、ここで議論することではないのですが、例の水張り問題の関係も含めて、恐らく難しくなっていると思います。その他にも後継者が不足している、高齢化しているという問題もありますが、直接支払と水田経営とが国の政策自体が上手くいってないというか、「耕作放棄地がもう増えるのは仕方がない」みたいなことになっているかなという気がして、その政策提言はしてほしいという思いです。以上です。

小野寺課長：はい。おっしゃるとおりだと思いますし、私たちとしても集落機能を維持する大切な事業だと思っています。特に加美町は、多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払のダブルで交付していないですね。小野田の山奥の方でも取り組んでもらっていますが、やはり高齢化している事実はあって、専門員委員のおっしゃる水活交付金の問題もごきますので、繰り返しになりますが、市町の方々としっかりお話しをして、継続に向けて「何が良いのか」という議論はしていきたいと思っています。

伊藤委員長：よろしいですか。他いかがでしょうか。こちらもまた後で全体で質問は受け付けたいと思いますので、先に進めさせていただきます。

続きまして「(3) みやぎの地域資源保全活用支援事業」について、こちらは交流推進班の加藤班長から説明をよろしくお願いします。

加藤班長：はい。よろしく申し上げます。資料は右肩に資料3とあるもので御説明をさせていただきます。始めに事業概要を御説明したいのですが、資料の1番後ろの6ページを御覧いただきたいと思います。「みやぎの地域資源保全活用支援事業」になります。事業目的は、中山間地域におきまして、農地や土地改良施設などの地域資源の利活用や保全活動を支援するというのが、事業の大きな目的となっております。資料の左下に「地域資源とは」ということでオレンジの囲いがありますが、この事業では、地域資源を自然環境、特産物、伝統的技術、文化財、歴史的文化施設、人材コミュニティということで、広義の意味で地域資源を捉えて事業の対象としてございます。地域では、この地域資源を保全する「ふるさと水と土保全隊」を組織しておりまして、そこに指導員を配置して、指導員の指導の下に活動を行なっています。また、これらの活動を担い地域を守る人材の育成も事業の大きな目的としてございます。

事業の財源は、基金を平成5年から平成9年まで造成して、660,000千円の基金となっております。こちらを原資に事業を展開しております。基金の拠出割合は、国が3分の1、残りの3分の2を県が積み立てている状況でございます。令和4年度末の基金残

高ですが、661,912千円となっております。この基金を地方債等の有価証券で運用しております、これまではこの運用益で事業を進めることが出来たのですが、現在はその利率がかなり下がってきておりまして、運用益での事業実施が困難となっており、基金を取り崩しての事業展開となっております。

資料の1ページ目に戻っていただきたいと思えます。令和4年度の実績について御説明いたします。(1)基金の運用見込みでございます。基金元本が661,912千円、基金の取崩として5,129千円となっております。基金の運用益が927千円でございます。参考までに表の左下の部分に、令和元年から令和3年までの平均の基金運用益を記載しておりますが、当時は約5,000千円の運用益がございましたが、現在では1,000千円に満たない額にまで下がっている状況でございます。

(2)主な取組としまして、①ふるさと水と土指導員保全隊に対する補助として、県内にある11の保全隊の保全活動に対し支援を行っております。

②として「第10回みやぎのふるさと農美里フォトコンテスト」の開催を行っております。こちらは農業農村の魅力を広く紹介するためのフォトコンテストを開催しております。今日の資料3の表紙にございます写真も、そのフォトコンテストの宮城県知事賞を獲った蔵王の写真を使用しております。あと先程多面で御紹介した広報誌「ぐるみ」の表紙も、フォトコンテストの入選作品を表紙に使わせていただいております、このような形で県のパンフレットや資料に活用して広報を進めていくほか、県庁1階ロビーでも展示をしております、幅広く広報をしている状況です。資料2ページを御覧ください。

③は人材育成として、ふるさと水と土指導員研修会の開催を行っております。

④は地域住民活動の促進事業ということで、こちらは県の地方振興事務所の事務所提案事業になります。昨年度は、記載しております大河原地方振興事務所と仙台地方振興事務所で事業を実施しております。

⑤としましては、地域住民活動の人材育成ということで、宮城県農業大学校と連携して、大崎地域の世界農業遺産の巧みな水管理システムの維持継承に向けた人材育成を図っております。こちらの写真を付けた資料が4ページ目でございますので、4ページ目で御説明をさせていただきます。宮城の農業の将来を担う人材として、宮城県農業大学校と連携して、地域資源である世界農業遺産の大崎耕土について理解を深めるために、1年生と2年生に講義や施設見学などを通じて人材育成の取組に支援をさせていただいております。資料の写真は、左側から宮城大学の郷古先生から講義を受けている写真、中2枚目は現地見学、右が大堰頭首工の写真になってございます。上に学生達が施設を見学している状況でございます。

次に5ページ目を御覧いただきたいと思えます。令和4年度からの新たな取組になりますが、県内の農業関係の高等学校と連携した事業展開を行っております。令和4年度につきましては、加美農業高等学校と小牛田農林高等学校、南郷高等学校の3校で同じように世界農業遺産大崎耕土に関連する施設であるとか、居久根の現地研修、あとはため池での希少種の保全対策ということで、シナイモツゴ郷の会を講師等に迎えた取組、大崎市鳴子温泉の鬼首地域の農耕儀礼である鬼首神楽の鑑賞などを高校生の方々が行ってございまして、

そちらへ支援を実施しているものです。

令和4年度の実績は以上になりまして、3ページ目を御覧いただきます。こちらが令和5年度の計画になります。基本的には令和4年度と同じ計画を進めたいと考えてございますが、先程説明した人材育成の部分で、昨年度は地域資源を世界農業遺産の大崎耕土に絞った取組としておりましたが、これを全県での取組に広げてございます。現時点で新たに伊具高等学校から申請等上がってきておりまして、丸森町の大張沢尻の棚田保全活動やへそ大根の新商品開発に取り組む計画というものが出されている状況です。

私からの説明は以上になります。

伊藤委員長：はい、ありがとうございます。今の説明について皆さんの方から御意見、御質問ありましたら発言をお願いします。いかがでしょうか。では浅野専門委員をお願いします。

浅野専門委員：はい。世界農業遺産の学校との連携で、色々各種工夫しているということで、評価したいと思っているのですが、一方で、ふるさと水と土の指導員ですが、県内に11の保全活動があって、補助金の予算が2,100千円から2,600千円ということで、1件あたり200千円ぐらいだと思いますが、もう少し工夫して支援できないかと思いません。取組の核になっている活動なので、若干印象的なことではありますが、どのような支援につながる補助なのか、その辺の考えを教えてくださいたいと思います。

加藤班長：はい。お話しいただいたとおり、保全隊には、100千円から200千円、多い所でも400千円の支援となっております。今の状況では地域資源である施設の保全管理に重点を置いた活動となっております。例えば草刈りや清掃活動など、そういったものが主となっております。組織によっては、ため池や土地改良施設のマップ作成や、生き物調査、ホタル観察会ということで地域との交流を進める事業にも使っていただいておりますが、まだ少ない状況ですので、そういったところをPRしながら進めたいと考えております。

伊藤委員長：はい。他いかがでしょうか。では、私から質問します。先程の説明で基金の運用益が昨年から非常に低下しているというお話でした。やむなしという面もあると思います。昨年度は、地方債で1,000千円を切るような運用益しか実現できていないとのことですが、この基金は運用する際には、使える範囲は決まっているのでしょうか。「一般市中の債権買って良いよ」とか、「それはダメだよ」とかそんな規制はありますか。

小野寺課長：元々は果実利子を使うというのがあったので、基金の3%くらい使って良い枠が決められていまして、その範囲で取り組んでいました。元々は果実の中でやれていましたが、先程から説明しているとおり、果実では何ともならなくなったので、本体も切り崩して使っているというのが実態です。基本的には国から「基金を使え」と言われているので、少しずつ切り崩しながら使っているというのが実態でございます。

伊藤委員長：はい、分かりました。以前、公益財団法人に関わっていた時は、基金の運用で100,000千円くらいの正味財産から5,000千円くらいを何とか生み出していたのが、そこまで生み出せなくなり取り崩すという時に、宮城県からも「非常に利率が高い資産はリスクも高いから、出来るだけ安全な資産運用に努めなさい」とか、色々御指導を受けていました。基金は未来永劫に使い続けられれば良いのですが、本来の目標達成に向けて有効に使うためであれば、取り崩すことも良いと思います。ただ、説明にもありましたが、比較的若い世代に農村資源や地域資源の保全の重要性を理解してもらうために、この基金をまた新たに積み上げする必要性が出てくる可能性も考えると、広く県民に理解してもらうための活動を充実させた方が良いと思います。以前、私も学生たちと、仙台の愛子にある溜池から広瀬川の愛宕堰を経由して太平洋まで続く水の流れを追いかける「水利ウォーキング」を2年ほど続けていました。そうすると、農業と水の関係だけではなく、水と地域、水と都市の関係など様々なことを学ぶことが出来ました。おそらく、仙台市民でも、自分達の暮らしがそういった基盤の上に成り立っているということを理解している人は少ないと思います。取組を続けていくために「こういう基金に是非協力して下さい」という、好循環作っていくためにも、市民の人達が事業に参加出来るよう内容を徐々に高度化していただければと思います。

皆さんいかがでしょうか。それでは遠藤委員お願いします。

遠藤委員：遠藤です。色々御説明ありがとうございました。全般的によろしいでしょうか。色々考えさせられる御報告で、私も考えを巡らせていました。

少し脈絡のないお話しになりますが、まず1つ目が、基金のお話しを委員長が御質問されたので思いついたのが、宮城県は環境税を県民から徴収しているかと思います。あちらも宮城の自然環境を維持・継続するという狙いが温暖化防止と同時にあると思いますので、環境税の活用はいかがでしょうか。

もう1点が、施策全てに共通して、事務負担と地区のまとまりや繋がり連携に課題があるということでしたが、事務負担については、他の業種ではクラウド化やアプリ化が進んでいて、若い人達はアプリやクラウドを使うのが当たり前になってきているので、そういうアプリなどの開発は、国がやることだとは思いますが、進んでいるのかなというのが疑問に思った点です。

地域の中で、若い世代がアプリなど現代のツールを使いながら、簡単に会計や報告、説明が出来る状態になるためには、若い世代に地域にどう関わってもらうかということだと思います。私の活動の中で、まちづくり協議会や自治組織の皆さんにアドバイスや伴走支援をしたり、地区計画を作ったりと関わらせていただくと、地区のまとまりが難しい所には同様の傾向があって、地区の運営が、民主的ではないといいますか、民主的に地域の様々な方々の御意見を活かすということに課題があると感じています。あと「若い世代が参加しない」とおっしゃるのですが、色々質問すると「若い世代にちゃんと直接声を掛けていない」ということがあります。「じゃあ御案内は出しましたか？」とか、「意見を聞く会とか、アイデアを貰う機会は何回か作ってみましたか？」と御質問すると、「したこと

がない」というお答えが結構多いです。ですから、アンケートや口頭では「若い人が課題だ」とおっしゃいますが、アクションをされていない地区が多いと感じています。若い人達にも「全然声を掛けられてない」とか、発言や提案はしたが無視されたという御発言をされる人もいます。ですから、きちんと若い人達に直接お声を掛けて、ちゃんとアイデアを募って、そのアイデアを任せて、少々の失敗も楽しみながら実践してもらわないと次の世代の方に繋がっていかないと感じます。あと、すぐ「成果」となると、地域の人はその地区活動で収入を得ているわけではないので、若い人にもあまり義務的なことや「成果」を求められ過ぎてしまうと、「やってよかったな」とか「楽しかったな」となる前に「やらされ感」と「義務感」が増えてしまい、続かないということになってしまうかと思います。そういった声も結構聞こえていますので、研修などの際に農業農地の保全的な研修はもちろんですが、地域運営に必要な考え方や哲学的な要素も情報提供いただけると良いのかなと思いました。

あと、女性の関わりも大事だと思います。「女性はこれをやってください」とお声掛けする場面が多いと感じていますが、女性も得意なものが様々で、「これが好きな方」とか、「これが得意な方いませんか？」といったように、1人1人の御経験や好きな事を活かした地区の運営が必要だと思います。あと、若い方は、自分の地区だけではなく広範囲に活動されていますから、広範囲な方も人材として交流しながら、地区のイベントの企画立案や、地区全体が連携して楽しいことをやる時に、自分の地区の若者だけじゃなく、広域な観点で若い方と繋がって、農村地帯を舞台に楽しんで参加してもらうような取組をしていただけると良いのかなと思いました。技術的な考え方の他に思考や哲学に関するような何か分かりやすい情報提供もしていただけたらと思いました。以上です。

伊藤委員長：はい、ありがとうございます。あとで、他の意見とまとめて回答いただきたいと思います。他いかがでしょうか。江畑委員お願いします。

江畑副委員長：すみません。「農美里フォトコンテスト」の関係です。以前、1度審査員として参加させていただきましたが、こんなに素晴らしい地域があるのかということを感じた記憶があります。「ぐるみ」の表紙にするなど、色々とPRされているかと思いますが、せっかく、良いロケーションの写真が集まってきているので、観光サイドとコラボできないものなのかなと思っているのですが、実際に観光セクションと連携をされているのかどうか、観光サイドも色々な地域の観光資源を探していたりするものですから、そういったところと連携して、一般の方々に農業農村の魅力を更に発信できれば、交流人口の増加につながるのではないかと思いますので、連携の状況などあれば、あるいは今年の計画で考えられているのか、お聞きできればと思いました。

伊藤委員長：はい、ありがとうございます。3番目の議事事項だけではなく、全体に通じてもよろしいです。何か御質問、御意見がありましたらお願いします。それでは山崎委員お願いします。

山崎委員：河北新報の山崎です。色々とありがとうございました。非常に勉強になりました。

10数年前に丸森町に1年ほど通って、「ニッポン開墾」という連載をずっとやって本にもしました。沢尻の棚田など素晴らしい地域資源が沢山あって、それをどう守っていくのかと、僕らメディアとしても考えてきました。そこで、中山間直払など色んなメニューができていますが、ただ、伺っていて、どうしても構造的な問題だと思うのですが、要するに人がいない。もう1つは、どうしても交付金を使うので補助金の申請という課題があります。これは震災の時のグループ補助金の取材でも、同じ意見をずっと現場から聞いてきましたが、先程遠藤委員もおっしゃったように、おそらくDXかなにかで宮城県の補助金申請のアプリがあればと思います。今、僕らは「Formz (フォームズ)」という仕組みを使っていて、紙ベースでの書類の申請をほとんど無くしています。そうすると電子データで共有しやすいですし、あとは名前や質問項目など必要な項目のフォーマットを作るだけでできるので、凄く省力化もしていますし、そういった人材は宮城県に沢山いると思うので、農山漁村なりわい課だけではなく、宮城県の補助金申請を全て水平展開で省力化することを急ぎすることによって、常に付き纏う事務処理が劇的に変わるはずで、是非県庁全体の課題として検討していただければと存じます。

あと、他の部分は僕も初めて知ったようなところも多いので、追って勉強させていただきながら、何か提言等できればなと思っていました。ありがとうございます。

伊藤委員長：はい。貴重な御意見ありがとうございます。齊藤委員お願いします。

齊藤委員：齊藤です。詳しい説明ありがとうございました。私からは全体を通しての意見です。まず、地域住民活動の人材育成では、これまで関係のあった大学や高校のほかに、新たな高校とも関係を作っていくというお話を伺ったので、是非その点は進めていただきたいということと、他の委員の皆様からもお話しありましたが、やはり事務負担は凄くネックになっていて、今後継続していくことが大変だという報告を沢山伺いまして、やはり将来に向けてはアプリの活用など、そういった面を進めてほしいと思っています。

ただ、本当に直近の課題として、多面的機能支払は、今年度で終期を迎える所が560ぐらいあると伺いました。これは現在活動している組織の割合でも凄く多いので、直近の課題として、これらの団体の方々が今後も活動を継続できるように、事務支援を直近の課題として力を入れていただきたいと思いますと感じましたので、意見として述べさせていただきました。以上です。

伊藤委員長：はい、ありがとうございます。大体これで意見や質問が出揃ったかと思います。

事務局からいくつか質問についてお答えしていただければと思います。いかがでしょうか。

小野寺課長：事務負担の軽減に関しては、委員の皆様のお指摘はおっしゃるとおりだと思いますので、我が課だけでは解決できないところも当然ありますので、提案もしながら対応していきたいと思っています。国では、例えば「eMAFF (イーマフ)」という電子申請をさせたい

という動きですが、正直な話、市町村も付いて行けるのかなと、今不安に思っているという実態があります。少し全容がまだはっきりしてないのですが、そこにも追いついていけるような形でやりたいと考えています。基本的には私たちは市町村とやりとりをしますので、各活動組織の会計処理や事務処理もあるのですが、そういったところも含めて改めてデジタル化の提案などをしていきたいと思っています。

遠藤委員の「型どおりの研修」に関しては、確におっしゃるとおりだと思います。当然参加される方は高齢者や男性がほぼそうなのですが、過去には地域の若い女性の活用に着目してお話したこともありました。正直響かなかったかなというのがあります。それで今思っているのが、シン・令和のむらづくりでお話した、農水省の農村RMOという取組があります。地域の実態をみると、組織というか地域で活動している団体は結構あります。栗原市の例でいうと、栗原ツーリズムネットワークや伊豆沼農産という団体は、登米市、栗原市、南三陸町まで横に連携したりしています。私は、逆にそういった人達に、地域の方々を引っ張ってもらおうとか、地域の方々が苦手としているところは、そういった方々にカバーしてもらいたいと思っていますので、先ほど、シン・令和のむらづくりで「ポテンシャルのある所を探していきますよ」とお話ししましたが、そういったところも踏まえて、新しい持続可能な農山漁村の在り方を考えながら進めていきたいと思っています。

江畑委員がおっしゃった「農美里フォトコンテスト」は、はっきり言って宝の持ち腐れをしておりました。改めて囲わずに、広く使ってもらえるようにPRしたいと思っています。

山崎委員がおっしゃった事務手続に関しましては、当然そのとおりだと思いますので、繰り返しになりますが、意見を提案しながら省力化をしていかないと継続性というのは難しいと思いますので、対応していきたいと思っています。

齊藤委員がおっしゃった560組織の継続性は、私たちからすればかなりの課題というか、やってもらえるかどうかは不安なところもありますので、あと半年ぐらいにはなりますが、中山間地域等直接支払と併せて市町村としっかりと話しをしながら対応したいと思っています。

遠藤委員がおっしゃった環境税のお話は、環境税は県民から負担いただいている税金というのをございまして、簡単には通してもらえません。広く県民に利益がある事業が優先されます。そういったところはありますが、引き続きこの「ふる水基金」に関しては、「中山間地域を中心に」というところもあるのですが、伊藤委員長がおっしゃった水の流れ、仙台市民に広く知ってもらうことも凄く大切だと思いますので、そういったところも踏まえて、またアプローチはして参りたいと思います。以上でございます。

伊藤委員長：はい、ありがとうございました。そろそろ予定の時刻ですが、どうしてもこれだけ言いたいとか、聞きたいというのがあれば、いかがですか。

山崎委員：町や市の担当者の本音が知りたいなと思っています。おそらく大変なのだと思います。

ます。色々なメニューが、あっちからもこっちからも他の所からもきて、それを少数精鋭でやっていると思うので、どうすれば使い勝手のいい補助金になるかというのは、実際使っている基礎自治体の方々の声を聞かないと、上滑りの議論になってしまう恐れがあるのかなと思います。

小野寺課長：山崎委員がおっしゃるとおり、実は市町村との調整が凄く大変です。そのため、1番に考えるのは、どう市町村職員に負担を掛けず、我々が地域に入り込むかということです。私どもの課では、人の家の庭先までズカズカ入っていける、そういう行動力を持った職員が結構いるので、それが強みだと思っていますが、やはり市町村にも知ってもらわなくてはならないことがあるので、絡めながら、かつ、極力迷惑を掛けないようにということ念頭というか、腐心しています。ただ、私が思っていることですが、地方創生推進交付金といった事業が出る前は、国から県と段々に下りてくるものが多かったのですが、今では地方創生推進交付金やコロナ対応など色々ありますが、地方が裁量を持って自由にできる事業が一杯できてしまいました。そのため、町長や市長の公約もあって、当然市町村で優先順位が高いものから最初に取り組んでいく実態があるので、市町村でカバーしきれないものを我々が入り込んで取り組んでいるつもりはありますが、おっしゃるとおり、市町村では、県の同じ農政部でも数多く関わらなくてはいけないという状況はあります。あと私たちが思っていることを、まちづくりや地域づくりの部局で既にやっているということもあって、なかなか上手く融合していないという実態があると私は思っています。地域の人困っているのに上手く連携できないというのは、私たちがジレンマを感じているところでもありますので、さっき言った農村RMOではないですが、地域を包括しているような組織と上手くやっていくのが、これからのやり方かなとも思っていますので、そこは試行錯誤しながら進めていきたいと考えているところではあります。

伊藤委員長：はい、ありがとうございます。市町村の担当職員の意見を聞いて進めてはいるが、相手方の都合もある。それと同時に、地方の意見や考えを出来るだけ反映するような仕組みに国の助成制度も変わってきている。その反面、国費を使えば国に対してきちんと「使った」という会計検査への対応もあるので、事務処理が厳格で裁量などでは収まらないからこそ、それが負担になってきている。ただそういったものを、DXを使ってやれないかということについては、今の農水省のデジタルトランスフォーメーションの担当職員は現場を良く分かっているし、自身で農業もやっている人達ですので、皆さんから出た考えや意見については、かなり取り組んでいるみたいです。その辺は期待するしかないのですが、いずれ向かっている方向は間違っていないので、今後も注視していきたいと思います。

今日は、色々皆さんから意見をいただきました。非常に貴重な御意見だったと思います。今日いただいた意見は、今後、なりわい課の事業推進の中に上手く反映して進めていただければと思います。あと、なかなか今すぐに考えがまとまらない部分がありましたら、後程でも良いので、新たな質問や御意見は、是非事務局に申し出ていただければと思

います。予定していた時間を10分も超過してしまいました。仕切りが悪くて申し訳ございません。それでは、これで議長の座を降ろさせていただいて、進行を事務局にお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

司会：伊藤委員長、どうもありがとうございました。本日いただきました御意見・御助言等を踏まえまして、今後の農村振興施策の推進に役立ててまいりたいと考えております。また、今回、御意見を踏まえまして、次回以降の委員会で情報提供もさせていただきたいと考えておりますので、改めて御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

冒頭にもお話ししましたが、本日の委員会の議事録は公開となっております。後日、事務局で作成した議事録案をメール又はファクシミリでお送りしますので、お手数ですが、委員の皆様には内容の御確認をお願いしたいと思います。

続きまして、次第の「5 その他」についてですが、委員及び専門委員の皆様、また、事務局からの情報提供等があればよろしく願います。

特に無いようですので、私の方から本委員会の今年度の予定につきまして御連絡をいたします。本日第1回目の委員会を開催しました。2回目は令和5年10月頃に、地域で活動されている団体の現地調査を予定しております。3回目につきましては、令和6年2月頃に会議形式での開催を予定しております。どうぞよろしく願います。

最後に、閉会にあたりまして、宮城県農政部副部長の齋藤より、御挨拶申し上げます。

齋藤副部長：委員の皆様、本当に本日は時間を超えて活発に御議論、それから御意見いただきまして、本当にありがとうございます。私も今回初めてこの会議に参加させていただきましたが、地域でやっていた「なりわい」に事業や人を重ねることの難しさ、改めて感じております。県といたしましては「みやぎ食と農の県民条例」を実現するために、令和3年3月に策定しました第3期の「みやぎ食と農の県民条例基本計画」におきまして、農村に関する将来像目標に向けて、ひと・もの・ちえを総動員した持続可能な農村の構築を方針として掲げてございます。この方針に基づいて、本日いただきました御意見等を活用しながら、関係者の皆さんと一緒に農村振興を盛り上げていきたいと思っておりますので、今後も皆様の御尽力御協力の方をよろしく願ひ申し上げまして、閉会の挨拶といたします。本日は大変ありがとうございました。

司会：はい、ありがとうございます。以上をもちまして、令和5年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会を閉会いたします。皆様、大変お疲れ様でございました。